

令和3年度第1回白井市情報公開・個人情報保護審査会

日 時 令和3年7月16日（金）

午前10時

場 所 白井市役所東庁舎3階303会議室

次 第

- 1 開会
- 2 オンライン結合による個人情報の提供について
- 3 その他
- 4 閉会

オンライン結合による個人情報の提供について (要保護児童等に関する情報共有システム)

1 背景・目的

近年に発生した児童虐待の事案では、転居した際の自治体間の引き継ぎや、児童相談所と市町村の情報共有が不十分であったことが課題として挙げられている。

そのため、令和2年度に国において、自治体間及び児童相談所・市町村間において情報共有を行うことができる新たな仕組みをつくるため、全国統一のオンラインシステムである「要保護児童等に関する情報共有システム」の構築が進められた。本市においては、令和3年度中の導入を検討しているところである。

2 システムの主な概要

①ケースの登録・管理（児童相談所⇄市町村）

全国共通フォーマットによりケース記録を登録、関係自治体へ自動共有が可能

※登録できる情報は必須項目と任意項目に分かれている。

②自治体間の情報共有

- ・児童や保護者の氏名等による全国のケース記録の検索が可能
- ・転出先の自治体に対するケース記録の情報提供が可能

3 関係法令（根拠規定）

児童福祉法（昭和22年法律第164号） 第25条の2

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号） 第13条の4

4 本市の対応方針

既に児童相談所と情報共有を行っている一部ケースの必須項目（※）のみを登録

※必須項目…児童氏名、性別、生年月日、年齢、住所、保護者氏名、担当者名 等

→他のケース、任意項目等の登録は、関係自治体の動向を注視しながら段階的に移行することとする。

5 オンライン結合の基準の適否

（1）必要性に関する基準

全国の自治体との的確な情報共有、児童相談所との間における迅速な情報共有を行うことにより、児童虐待の予防体制の強化が期待される。

（2）相手方が講じる措置に関する基準

- ・本システムは、国及び地方公共団体以外の外部からの接続が遮断された行政専用のネットワーク回線（LGWAN回線）を使用しており、高度なセキュリティ環境を確保している。
- ・システム上で行った操作の履歴や、他の自治体による閲覧履歴を記録し、確認することが可能となっている。
- ・情報の提供先は、児童相談所及び全国の自治体に限定されており、本市と同様、

各団体において関係法令（個人情報保護条例を含む。）等を遵守する体制が当然構築されているものと思われる。

- ・直轄の児童相談所以外の団体が検索・閲覧できる情報は、閲覧制限により、登録した児童の ①氏名 ②性別 ③生年月日 ④保護者の氏名に限定されている。

（３）実施機関が講ずる技術的な措置に関する基準

- ・システムを利用できる端末（専用端末、ネット接続なし）は1台のみとし、ID・パスワードを保有する職員も限定することとする。
- ・その他技術的な措置（障害の復旧、データのバックアップ等）は、厚労省において策定したシステムの仕様において担保されていることが確認できている。

（参考資料）

- ・関係法令（抜粋）
- ・厚生労働省資料「要保護児童等に関する情報共有システムの概要」
- ・厚生労働省通知（①令和2年2月21日付 ②令和3年3月26日付）
- ・白井市個人情報オンライン結合の基準

(参考) 関係法令抜粋

◆白井市個人情報保護条例（平成13年条例第15号）

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 国、他の地方公共団体その他の公共団体(以下「国等」という。)に提供する場合であって、提供を受けるものの所掌する事務の遂行に当該保有個人情報が必要不可欠であり、かつ、当該保有個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき。
- (6) 公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、審査会の意見を聴いた上で利用し、又は提供するとき。

(実施機関以外のものに対する提供の制限)

第9条 実施機関は、保有個人情報を実施機関以外のものに提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該保有個人情報について、その使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めるものとする。

- 2 実施機関は、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められる場合でなければ、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合（保有個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。）により、保有個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。
- 3 実施機関は、オンライン結合により個人情報を実施機関以外のものに提供しようとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

◆児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

第 25 条の 2 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童（第三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第十項に規定する保護延長者（次項において「延長者等」という。）を含む。次項において同じ。）の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者（延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。）又は特定妊婦（以下この項及び第五項において「支援対象児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

③～⑧ （略）

◆児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）

（資料又は情報の提供）

第 13 条の 4 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関係する機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

要保護児童等に関する情報共有システムの概要①

背景・目的

- ・ 近年に発生した児童虐待の事案では、転居した際の自治体間の引き継ぎや、児童相談所と市町村の情報共有が不十分であったことが課題として挙げられている。
- ・ このため、転居した際に自治体間で的確に情報共有を行うとともに、児童相談所と市町村において夜間・休日も含め、日常的に迅速な情報共有を行うことができる仕組みが必要となるため、情報システムの構築を進める。
- ・ 令和2年度予算案では、全国統一の情報共有システムの開発や自治体におけるシステム改修に必要な費用を計上。

【児童相談所が新たに虐待事案の通告を受けた場合の情報共有・情報収集の例】

従来への対応（一般的な例）

① 通告受理

- ・ 関係機関等からの通告を受理し、その際に得た情報を記録
- ・ 児童相談所における過去の対応歴を確認するとともに、住所地の市町村等における過去の対応歴を電話で確認
- ・ 通告者が把握している情報以外の情報を収集。必要に応じ、市町村等から電話で聴取。
(例：住所、利用機関（保育所等）・就学状況、家庭の状況等)

情報共有システム導入後の対応

- ・ 関係機関等からの通告を受理し、その際に得た情報を記録
- ・ **過去の対応歴の有無**について、**情報共有システムで検索**（夜間・休日など、市町村の職員が不在の場合でも把握可能）
- ・ 情報共有システムに**市町村が登録している情報を確認**（例：住所、利用機関（保育所等）・就学状況、家庭の状況等）

② ケースの進行管理

- ・ 要保護児童対策地域協議会の実務者会議（2月に1度程度）や電話等により、各ケースの状況変化等を把握するとともに、支援方針を確認

- ・ 要保護児童対策地域協議会の仕組みに加え、情報共有システムにより、**児童相談所と管内市町村**は、それぞれが保有するケース記録を**常時、相互閲覧可能**
(ケース記録の登録情報が変更された際、システム上で自動的に関係自治体に通知（例）市町村→児童相談所)

③ 転出の際の引き継ぎ等

- ・ 転出先の児童相談所に電話や文書の郵送等により連絡（緊急性の高い事案は対面で引き継ぎを実施）
- ・ 児童が行方不明になった場合、各都道府県の児童相談所にFAXで情報共有を行い、当該児童の情報収集を実施

- ・ 情報共有システムにより、**ケース記録の情報提供**を行い、**正確な情報を速やかに伝えることが可能**
- ・ 情報共有システムにおいて、行方不明となった児童の情報共有や情報収集を実施（電子的な管理により過去の情報等の検索が容易）

要保護児童等に関する情報共有システムの概要②

【情報共有システムの機能等】

※本システムは、LGWAN—ASPとして開発されるシステムである。

（LGWAN—ASP：LGWAN（自治体を相互に接続する行政専用のネットワーク）を介して、自治体職員に各種行政事務サービスを提供する仕組み）

※各機能については、標準設定を記載しているが、各自治体で設定を変更することが可能。

※情報の登録・更新は、電子データの取り込みだけでなく、オンライン入力（システム上での直接入力）が可能。

①ケースの登録・管理等

○児童記録票の新規登録・更新

- ・全国共通フォーマットの児童記録票によりケース記録を登録する。ケガの写真等を添付することも可能。
- ・新規のケース登録や既に登録されているケース記録の更新（情報の追加・変更）が行われた際、自動的に関係自治体に通知される。
（関係自治体への通知：児童相談所→住所地の市町村、住所地の市町村→児童相談所）

○児童記録票の閲覧

- ・個別のケース記録の閲覧のほか、登録を行ったケースの一覧表を閲覧することが可能。
（児童相談所と管内市町村においては、それぞれが保有するケース記録について、夜間・休日も含め、常時、相互に閲覧することが可能）

②自治体間の情報共有（検索・転出転入等）

○検索

- ・過去の対応歴の有無を把握するため、児童や保護者の氏名等により、全国のケース記録の検索が可能。（部分的な情報でも検索可）

○転出児童の情報提供、転入児童の確認

- ・登録されているケースが転出した場合、転出先の自治体に対し、ケース記録の情報提供を行う。
- ・情報提供を受けた転入先の自治体において、確認を行ったケース記録は、転入先の自治体に登録され、当該自治体で更新を行う。
（届出なしで転出した場合、転出先の自治体が検索機能を用いて転出元の自治体を把握し、ケース記録の情報提供を受けることが可能）

○行方不明児童（C A情報）の情報共有

- ・児童が行方不明となった場合、全国の児童相談所に通知。該当する児童を確認した児童相談所は、通知元の児童相談所に情報提供を行う。

③その他

○サーバー

- ・全ての自治体を利用できる本システム専用の全国共通のサーバーを整備。サーバー内では都道府県ごとの格納領域を区分して情報を管理。

○操作・閲覧履歴の記録

- ・システム上で行った操作の履歴や、他の自治体による児童記録票の閲覧の履歴を記録し、確認することが可能。

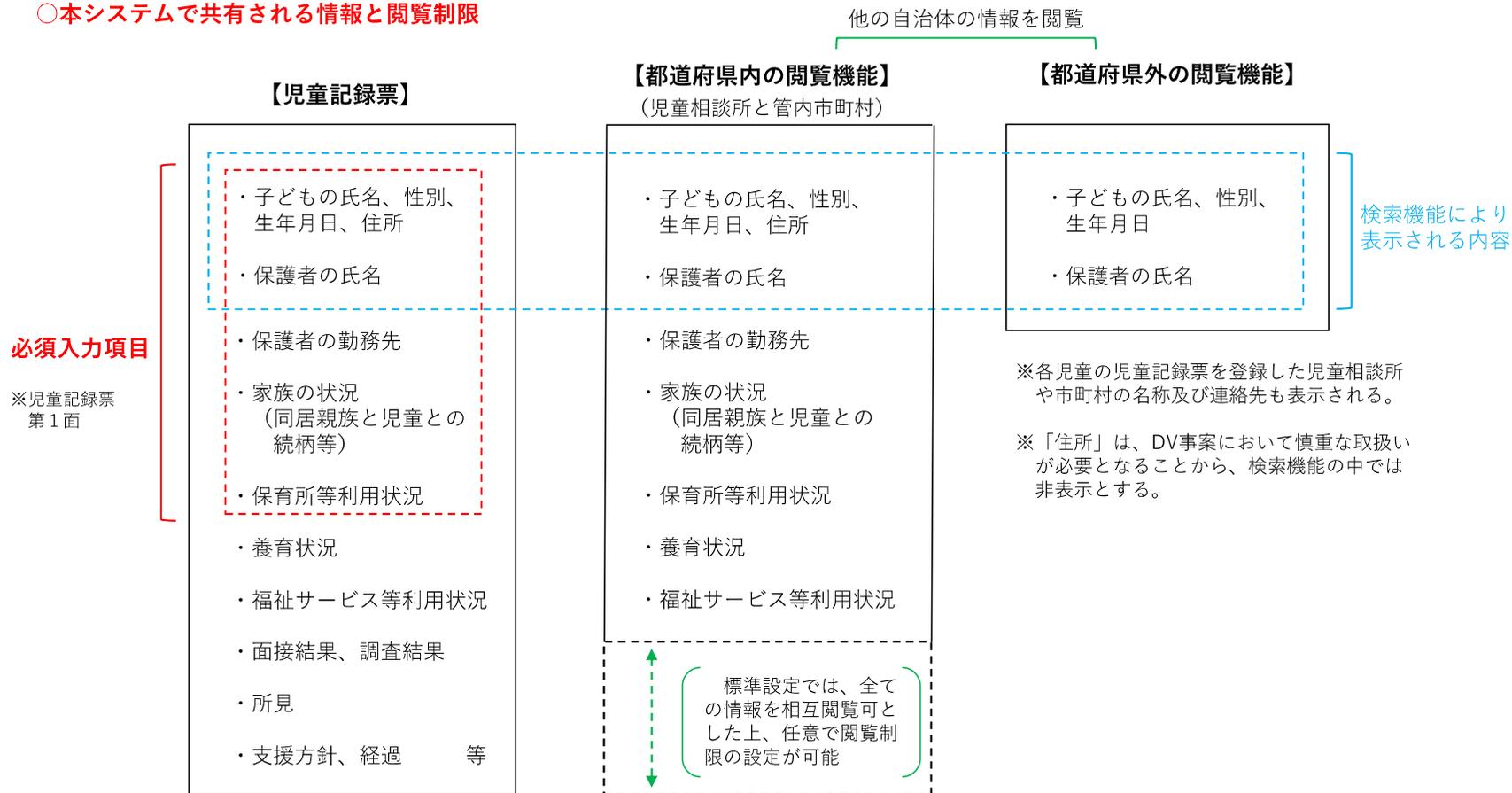
○厚生労働省への報告等

- ・死亡事例検証の対象となる重大事案等について、厚生労働省がケース記録の閲覧を行うことや、毎年、調査を実施している児童相談所の職員体制等について、システム上で自治体が厚生労働省に報告を行うことができる。

要保護児童等に関する情報共有システムにおける閲覧制限について

※ 本システムは、各自治体のケース記録（児童記録票）を全国共通のサーバーで一元的に管理するが、全ての自治体が全ての情報を閲覧できる仕組みではなく、閲覧制限を行い、必要な範囲で情報を閲覧をする仕組みとなっている。

○本システムで共有される情報と閲覧制限



※ 必須入力項目の入力方法は仕様書で提示し、標準化を図る。

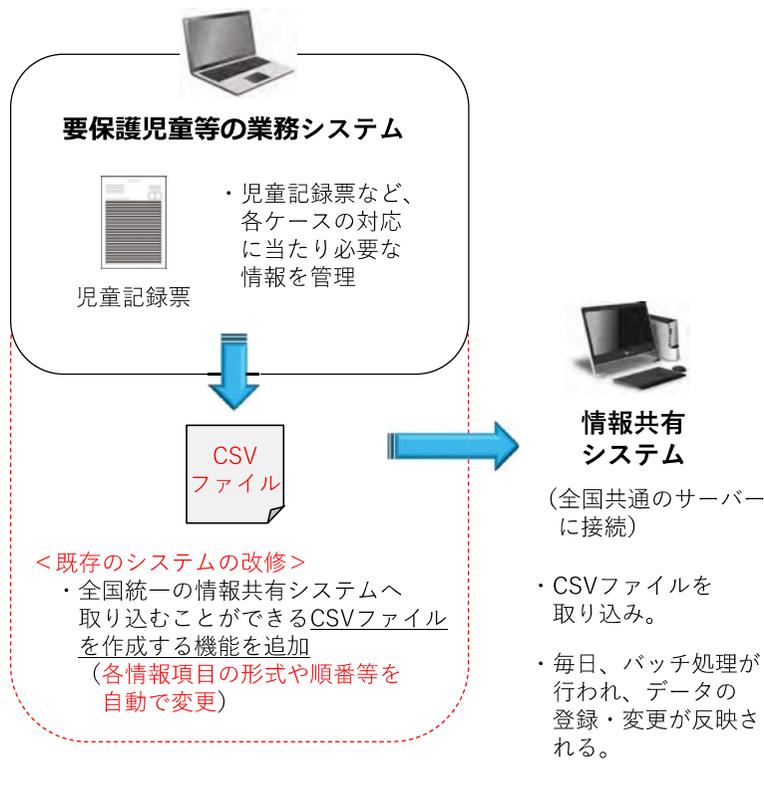
※ 市町村間の相互閲覧の機能は設けない。

全国統一の情報共有システムの自治体における利用方法について

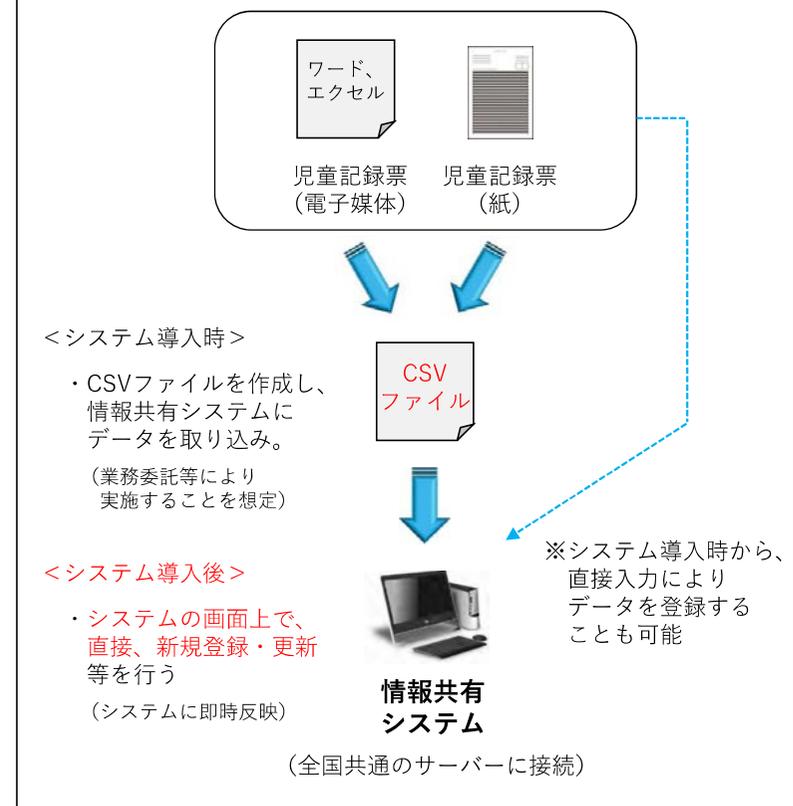
※ 本システムは、各自治体のケース記録（児童記録票）に関するデータベースとしての機能を有するものであることから、現在、各自治体で保有しているケース記録を本システムに登録することが必要。

ケース記録の登録については、下記のとおり、既存のシステムを使用する場合とそれ以外の場合の2通りの方法がある。

【既存のシステムを使用する場合】



【ワード・エクセル等での管理から情報共有システムによる管理に切り替える場合】



都道府県
各 指定都市 児童福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
(公印省略)

要保護児童等に関する情報共有システムについて

児童福祉行政の推進については、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年に発生した児童虐待の事案においては、転居した際の自治体間の引き継ぎや、児童相談所と市町村（特別区含む。）の情報共有が不十分であったことが課題として挙げられており、こうした課題の解決に当たっては、転居した際に自治体間での確に情報共有を行うとともに、児童相談所と市町村において夜間・休日も含め、日常的に迅速な情報共有を行うことができる仕組みが必要であることから、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等において、要保護児童等に関する情報共有システム（以下「情報共有システム」という。）の整備を進めることとしている。

情報共有システムの整備に当たっては、自治体間の情報共有がより円滑に行われるよう、全国統一のシステムの開発を進めることとし、今般、別添のとおり、情報共有システムの設計・開発等のための仕様書を作成したので、お知らせする。

本仕様書に基づき、社会福祉法人横浜博萌会子どもの虹情報研修センターにおいて、情報共有システムの構築を行うこととしており、令和2年度にシステム開発を行い、令和3年度から運用を開始する予定であるため、各都道府県及び市町村においては、早期に情報共有システムの導入を行うことができるよう、令和2年度から必要な準備を進めていただきたい。

都道府県におかれては、本通知の内容を了知いただくとともに、管内市町村（指定都市・中核市を除く。）に対する周知をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

子家発0326第4号
令和 3年3月26日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
（公印省略）

要保護児童等に関する情報共有システムにより個人情報を取り扱う際の考え方について

児童福祉行政の推進については、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

要保護児童等への対応に当たり、保護者や児童が転居した際に自治体間で的確に情報共有を行うとともに、児童相談所と市町村において夜間・休日も含め、日常的に迅速な情報共有を行うことができるよう、本年度「要保護児童等に関する情報共有システム」（以下「情報共有システム」という。）の開発を進めており、情報共有システムの機能等については、「要保護児童等に関する情報共有システムについて」（令和2年2月21日付け子家発0221第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）でお知らせしたとおりである。

情報共有システムは、児童記録票等の情報を自治体間で共有するものであるが、この情報共有システムの各機能における個人情報の取扱いの考え方は、以下のとおりである。

- ・児童相談所と管内市町村における情報共有については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2に基づき、要保護児童対策地域協議会における情報の交換等として扱うことができること。
- ・児童相談所と管内市町村以外の自治体間における情報共有については、児童虐待事案について、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第13条の4による資料や情報の提供として扱うことができるほか、児童虐待以外の事案については、地方公共団体の定める条例等に基づき対応されるものであること。
- ・全国検索に係る情報については、児童虐待事案の対応に必要な情報を取り扱うため、児童虐待の防止等に関する法律第13条の4による資料や情報の提供として扱うことができること。（※）

(※) 全国検索の画面においても、児童虐待防止法第13条の4による情報提供を求めることを目的として利用されるものである旨を記載している。

都道府県におかれては、本通知の内容を了知いただくとともに、管内市町村（指定都市・中核市を除き、特別区を含む。）に対する周知をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

【参考条文】

○児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第25条の2 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童（第31条第4項に規定する延長者及び第33条第10項に規定する保護延長者（次項において「延長者等」という。）を含む。次項において同じ。）の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者（延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。）又は特定妊婦（以下この項及び第5項において「支援対象児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

○児童虐待防止法（平成12年法律第82号）

第13条の4 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関係する機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

白井市個人情報オンライン結合の基準

第1 趣旨

この基準は、白井市個人情報保護条例（平成13年条例第15号。以下「条例」という。）第9条第2項の規定により、オンライン結合による個人情報の提供を行う場合に講じなければならない個人情報を保護するための措置等に関する事項について定めるものとする。

第2 定義

オンライン結合とは、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合により、実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものをいう。

第3 条例の遵守

オンライン結合による個人情報の提供に当たっては、条例の各条項の規定に適合するものでなければならない。

第4 オンライン結合により提供する場合の措置に関する基準

オンライン結合による個人情報の提供を行う場合には、次の基準を満たさなければならない。

1 必要性に関する基準

オンライン結合を行うことによって市民サービスの向上、住民負担の軽減等オンライン結合を行う公益上の必要その他相当の理由が認められること。

2 相手方が講ずる措置に関する基準

オンライン結合による個人情報の提供を受ける実施機関以外のもの（以下「相手方」という。）が、個人情報を保護するため、次のような措置が講じられていると認められること。

(1) 全般的な措置に関する項目

相手方に次のような個人情報の保護に関する定めがあること。

なお、定めがない場合には、当該オンライン結合により提供される個人情報について、次の事項を明記した覚書等を取り交わすことができること。

ア 目的外利用の原則禁止

イ 外部提供の原則禁止

ウ 個人情報を取り扱う職員の責務

エ 不要となった個人情報の確実な廃棄

オ その他個人情報の保護のために必要な措置

(2) 管理的な措置に関する項目

ア 電子計算機の管理について、次のような措置が講じられていると認められること。

(ア) 電子計算機処理の管理責任者が定められていること。

(イ) 電子計算機の使用状況を監視でき、及び記録されていること。

イ 個人情報ファイルへの不当なアクセスを防止するため、次のような措置が講じられていると認められること。

(ア) 個人情報ファイルへのアクセスの資格が定められていること。

(イ) アクセスの資格を確認するためのパスワード、IDカード等が不正に使用されないよう次のような措置がとられていると認められること。

a パスワード、IDカード等の管理者が指定されていること。

b 依頼、承認及びIDカード等の発行の手続が明確にされていること。

c アクセス有資格者が資格を失ったときは、直ちにその資格を抹消できること。

- d パスワードを他人に知られ、又は I Dカードを紛失する等の事故があったときは、直ちにそれらが無効とする手続を定めていること。
- e その他パスワードについては、次のような措置がとられていると認められること。
 - (a) 適宜変更し、かつ、推測が困難なものとなっていること。
 - (b) 他人に教えないよう徹底されていること。
 - (c) 書き留めておかないよう徹底されていること。

3 実施機関が講ずる技術的な措置に関する基準

実施機関は、オンライン結合を行う際に、個人情報ファイルの改ざん、滅失、き損、漏えい等の危険を防止するため、次のような技術的な措置を講ずるものとする。

(1) 不正アクセスの排除に関する項目

個人情報ファイルへの不正なアクセスを排除するため、次のような措置を講ずるものとする。

ア 無資格者によるアクセスを制限するため原則としてパスワード、I Dカード等の措置が講じられたシステムとする。

イ パスワードが画面に表示されないようにする。

ウ 通信回線は専用回線とし、公衆回線とする場合は、接続する相手方を確認する機能を確保する。

エ 相手方のアクセスをデータの必要箇所のみ制限する機能を設ける。

(2) 障害の予防及び回復に関する項目

ア 障害時の個人情報ファイルの安全性を確保するため、次のような措置を講ずるものとする。

(ア) 機器の能力及び容量を超えないように負荷状態を監視し、又は把握できる機能を設ける。

(イ) 更新が終わるまで同一の個人情報ファイルに対する他のアクセスを禁止する機能を設ける。

イ 障害が発生した場合、速やかにこれを回復するため、次のような措置を講ずるものとする。

(ア) 回線の接続状況等システムの運転状況を把握する機能を設ける。

(イ) 定期的にデータのバックアップ及びバックアップ時以降の更新データを保有する等の措置を行い、障害発生時には、これらのデータをもとに速やかにシステムを回復させる機能を設ける。

第5 協議

オンライン結合による個人情報の提供を行おうとする実施機関の所属長は、前項の1及び2の(1)については、主として総務課長と協議し、前項の2の(2)及び3については、主として企画政策課長と協議するものとする。